

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	市原地区 (池之脇・上二俣・高木・市原野・新出・一式・石谷・如來)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、市原地区8集落400haを「1法人1営農団地とした家族営農と集落営農共同化」、「離農者農地の保護対策」として設立され法人を中心に各8集落よりの出役と、ほ場の草刈管理等の協力と農用地の業務受委託契約を結び農作業を進めてきましたが、定年制度の延長等で多様な農業者の減少により、後継者・労働力不足が課題です。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲種子の生産管理や環境こだわり米栽培に努め、ローテーションによる麦・大豆栽培の安定生産に努める。また、中山間地域でもあるため湿田地も多く、生産目標の麦の栽培が適していない地区は加工用米、備蓄用米等の栽培で生産目標に協力をしていく。
・各集落から認定農業者や認定新規就農者を募り、地域全体で農用地を利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	400.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	400.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、作業効率が上がるように進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
後継者不足による農地の貸し付けが出てきた場合は、農地バンクに貸し付け、所有者の貸し付け意向に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手農家が農作業を行う上で支障が出てきた場合は、ほ場の整備事業として取り組む予定である。 草刈作業の軽減ほ場、用水管理の軽減施工等
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
農用地の保全管理に集落の自治会組織の参加による草刈り作業等で農地の環境保全に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA施設のライスセンター、乾燥場を、JAからの作業委託により法人が受託し、収穫時期には各集落から出役してもらい作業に取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
②有機、減農薬、減肥料に取り組んでいく。 ③スマート農業に対応した農機を導入し、作業の効率化を図っていく。 ⑦農道、水路の維持管理に取り組む。				